

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 1 7 号前橋出張所管内舗装修繕工事
工事地名	前橋出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 7年12月
2) 事務所名	高崎河川国道事務所 道路管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		1 4) 単価適用年月	2026年 2月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 2月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	舗装工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	132日間 自 令和 8年 5月11日 (当初) 至 令和 8年 9月19日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	前橋・高崎地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	上武道路	2 2) 処 分 費 等	3, 412, 200
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月16日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :
-----------	--------	-----------	----------

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号前橋出張所管内舗装修繕工事 (当初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路修繕		式	1		50,102,470				
舗装工		式	1		47,090,340				
切削オーバーレイ工		式	1		47,090,340				
切削オーバーレイ (夜間)	7cmを超え12cm以下 二層 各種 各種	m2	6,600	6,405	42,273,000			単-1号	
殻運搬(路面切削) (夜間)	アスファルト切削材	m3	660	2,129	1,405,140			単-2号	
殻処分 (夜間)	アスファルト殻	m3	660	5,170	3,412,200			単-3号	
区画線工		式	1		1,420,800				
区画線工		式	1		1,420,800				
熔融式区画線 (1)(夜間)	熔融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無 白	m	3,000	473.6	1,420,800			単-4号	
仮設工		式	1		1,591,330				
交通管理工		式	1		1,591,330				
交通誘導警備員 (1)(夜間)		人日	13	26,930	350,090			単-5号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号前橋出張所管内舗装修繕工事 (当初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通誘導警備員 (2)(夜間)		人日	52	23,870	1,241,240			単-6号	
直接工事費		式	1		50,102,470				
共通仮設費		式	1		8,399,775				
共通仮設費		式	1		761,775				
運搬費		式	1		162,600				
建設機械運搬費		台	2	81,300	162,600			単-7号	
技術管理費		式	1		63,175				
道路施設基本データ作成費用		式	1		63,175			内-1号	
現場環境改善費(率計上)		式	1		536,000				
共通仮設費(率計上)		式	1		7,638,000				
純工事費		式	1		58,502,245				
現場管理費		式	1		20,005,000				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号前橋出張所管内舗装修繕工事 (当初)					事業区分	道路維持・修繕			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	道路修繕	数量増減	金額増減	摘要
工事原価		式	1		78,507,245					
一般管理費等		式	1		13,562,755					
工事価格		式	1		92,070,000					
消費税相当額		式	1		9,207,000					
工事費計		式	1		101,277,000					

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単-1号	切削オーバーレイ (夜間)	7cmを超え12cm以下 二層 各種 各種	単位	m2	数量	1	単価	6,405
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 各種 各種 2.35t/m3 2.35t/m3 タックコート タックコート	m 2	1	6,405	6,405		
	計					6,405		
	単価					6,405	円/m2	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単-2号	殻運搬(路面切削) (夜間)	アスファルト切削材	単位	m3	数量	1	単価	2,129
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	殻運搬(路面切削)	無し 10.5km以下 全ての費用	m 3	1	2,129	2,129		
	計					2,129		
	単価					2,129	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単-3号	処分 (夜間)	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	5,170
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	5,170	5,170		
計						5,170		
単価						5,170	円/m3	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単-4号	溶融式区画線 (1)(夜間)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 白	単位	m	数量	1	単価	473.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15~18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	473.6	473.6		
計						473.6		
単価						473.6	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単-5号	交通誘導警備員 (1)(夜間)		単位	人日	数量	1	単価	26,930
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員A		人日	1	26,930	26,930		
	計					26,930		
	単価					26,930	円/人日	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単-6号	交通誘導警備員 (2)(夜間)		単位	人日	数量	1	単価	23,870
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人日	1	23,870	23,870		
	計					23,870		
	単価					23,870	円/人日	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 各種 各種 2.35t/m3 2.35t/m3 タックコート タックコート	単位	m ²	数量	100	単価	6,405
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0.199	46,053	9,164			
特殊作業員		人	0.596	39,780	23,708			
普通作業員		人	0.994	37,944	37,716			
アスファルト混合物	改質Ⅱ型粗粒度アスコン(20) 夜間割増	t	12.573	15,800	198,653			
アスファルト混合物	改質Ⅱ型密粒度アスコン(20) 夜間割増	t	12.573	16,000	201,168			
アスファルト乳剤	P K-4 タックコート用	L	43	111	4,773			
アスファルト乳剤	P K-4 タックコート用	L	43	111	4,773			
路面切削機運転	7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	266,700	53,073			
路面清掃車運転	7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	82,530	16,423			
アスファルトフィニッシャ運転	7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	175,200	34,864			
ロードローラ運転	7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	70,050	13,939			

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15~18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	473.6
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	310.08	310,080			
トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15~18 白 溶融型	k g	570	235	133,950			
ガラスビーズ	0.106~0.850mm	k g	25	180	4,500			
接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12,125			
軽油		L	40	130	5,200			
諸雑費（率+まるめ） 5%		式	1		7,745			
計					473,600			
単価					473.6		円/m	

参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 2	
							歩掛使用年月	2026. 2	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量		1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	交通誘導警備員A		人	1	26,928	26,928			26,930
	諸雑費（まるめ）		式	1			2		
	計					26,930			
	単価					26,930		円／人日	

							単価使用年月	2026. 2	
							歩掛使用年月	2026. 2	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量		1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	交通誘導警備員B		人	1	23,868	23,868			23,870
	諸雑費（まるめ）		式	1			2		
	計					23,870			
	単価					23,870		円／人日	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車による運搬 (1車1回)	路面切削機(ホイール式・廃材積込装置付) 2.0m 8.9km 無 有 10300円	台	1	71,000	71,000	81,300
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料(損料) K (K')	台	1	10,300	10,300	
諸雑費(まるめ)		式	1		0	
計					81,300	
単価					81,300	円/台

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面切削機運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	266,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	41,310	41,310		
	軽油		L	207	130	26,910		
	路面切削機 [ホイール式・廢材積込装置付]	排ガス型（第3次） 切削幅2.0m 深さ23cm	供用日	1.28	155,000	198,400		
	諸雑費（まるめ）		式	1		80		
	計					266,700		
	単価					266,700	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面清掃車運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（一般）		人	1	35,037	35,037			
軽油		L	38	130	4,940			
路面清掃車 [ブラシ・四輪式・路面切削工事用]	ホッパ容量1.5m ³	供用日	1.15	37,000	42,550			
諸雑費（まるめ）		式	1		3			
計					82,530			
単価					82,530	円／日		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
	アスファルトフィニッシャ運転	7cm超え12cm以下 二層					1		175,200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要	
	運転手（特殊）		人	1	41,310	41,310			
	軽油		L	65	130	8,450			
	アスファルトフィニッシャ [ホイール型]	排ガス対策2014年規制 舗装幅2.3～6.0m	供用日	1.41	88,900	125,349			
	諸雑費（まるめ）		式	1		91			
	計					175,200			
	単価					175,200		円/日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ロードローラ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	70,050
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	41,310	41,310		
	軽油		L	32	130	4,160		
	ロードローラ [マカダム・排ガス型2014年規制]	運転質量10t 締固め幅2.1m	供用日	1.28	19,200	24,576		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					70,050		
	単価					70,050	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
	タイヤローラ運転	7cm超え12cm以下 二層					1		69,660
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	運転手（特殊）		人	1	41,310	41,310			
	軽油		L	25	130	3,250			
	タイヤローラ [普通型・排ガス対策2014年規制]	運転質量13～14t	供用日	1.41	17,800	25,098			
	諸雑費（まるめ）		式	1			2		
	計						69,660		
	単価						69,660	円／日	

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 舗装工事			合算工事： 0				
対象工事費	50,102,470	直接工事費	50,102,470	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	3,412,200	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		1,909,126					
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)					
管理費区分2, 7	0	(工場原価)					
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)					
管理費区分9	0	(間接費非対象額)					
管理費区分T	1,909,126	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)					
対象額 支 給 品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		48,193,344	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額		46,690,270		0		0	
共通仮設費（率分）							
率（補正前）	11.1	%		0	%		
施工地域等補正	1.4		ICT施工補正	1			
率（補正後）	15.85	%	(15.54% × 週休1.02)				
計上額	7,638,000			0		0	
比較結果							
当該追加工事	A						
	0	0			調整工事計上額	0	

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	46,690,270	直接工事費	50,102,470		
非対象額計（－）	3,412,200				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	3,412,200	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	46,690,270	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.15 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率（補正後）	1.15 %				
計上額	536,000		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				0

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	225,775				
運搬費	162,600	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	63,175
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					8,399,775

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	58,502,245	単独（追加工事）直接工事費	50,102,470	単独（追加工事）共通仮設費	8,399,775
非対象額計（－）	1,909,126				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,909,126	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	56,593,119	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	55,090,045		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	28.6 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	35.35 %（34.32% × 週休1.03）		0 %		
計上額	20,005,000		0		0
			3,563,109	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	高崎河川国道事務所 道路管理第二課	工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	主工種	舗装工事
	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	

工事原価	78,507,245				
純工事費	58,502,245	現場管理費	20,005,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	1,909,126				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	1,909,126	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	76,598,119	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	75,095,045	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	76,598,119				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.67 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	13,562,755				
業務委託料等	0				
調査基準価格	91,718,000				
調査基準価格の100/110	83,380,000	（ 90.56 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 1 7 号前橋出張所管内舗装修繕工事

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所 道路管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号前橋出張所管内舗装修繕工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路修繕		式		1		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ (夜間)	7cmを超え12cm以下 二層 各種 各種	m2		6,600		
殻運搬(路面切削) (夜間)	アスファルト切削材	m3		660		
殻処分 (夜間)	アスファルト殻	m3		660		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
熔融式区画線 (1)(夜間)	熔融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水 性舗装無 白	m		3,000		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号前橋出張所管内舗装修繕工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通誘導警備員 (1) (夜間)		式		1		
交通誘導警備員 (2) (夜間)		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
道路施設基本作業作成費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号前橋出張所管内舗装修繕工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R7国道17号前橋出張所管内舗装修繕工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	50,102,470		
(2)共通仮設費	8,399,775		
(3)純工事費	58,502,245		
(1)+(2)			
(4)現場管理費	20,005,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0		
(6)工事原価	78,507,245		
(3)+(4)+(5)+(18)			
(7')一般管理費等(計上額)	13,562,755	((7)一般管理費等(計算額)	13,565,526
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格	92,070,000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額	9,207,000		
(12)請負工事価格	101,277,000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格	92,070,000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格	91,718,000		
(15)調査基準価格の100/110	83,380,000		
(万円未満切り捨て)			

(16)工場製作純工事費	0
(17)工場管理費	0
(18)工場製作原価	0
(16)+(17)	

令和7年度

R7国道17号前橋出張所管内舗装修繕工事

特記仕様書

令和8年1月



国土交通省 関東地方整備局



高崎河川国道事務所

第 1 編 共通編

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版) (以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。
2. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
3. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
4. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
5. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 3 条 専任特例 2 号の場合の特例監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 監理技術者が兼務できる工事は群馬県内の工事でなければならない。
 - (6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
 - 3) 監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第4条 コリンズ(CORINS)登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- 3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)
- 4. 土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

前橋地区

起点 群馬県前橋市富田町 緯度 36° 23' 27 " 経度 139° 08' 33"

終点 群馬県前橋市亀泉町 緯度 36° 24' 09 " 経度 139° 07' 40"

5. 土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、前橋出張所管内の国道17号(上武道路)において、切削オーバーレイ工等を行うものである。

主なる工種は舗装工・区画線工であり、それぞれ6,600m²、3,000mを予定している。

第5条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第6条 調査・試験に対する協力

(低入札価格調査制度調査対象工事について)

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は高崎河川国道事務所ホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおりとする。

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－ 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－ 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－ 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－ 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第7条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第8条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第9条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第10条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第 11 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 12 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第 13 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第14条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は施工計画書の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果、課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合がありますため、協力すること。

第15条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第16条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-1-16から1-1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第17条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工

事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第18条 特定建設資材の分別解体等の再資源化等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物	施設の名称	所在地	運搬距離	摘要
As 殻 (切削材)	伊勢崎アスコン(株)	群馬県伊勢崎市赤堀 今井町 2-1041-4	9.4km	前橋地区

上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただ

し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

伊勢崎アスコン(株) : 17時00分～ 8時00分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第19条 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第20条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領(第2版)(国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月)に基づく電子納品の対象工事である。(http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html)

第21条 工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領(国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月)」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む(別紙等での提出も可能)電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ(CD入り)】

- ・完成平面図 SXF データ (.P21)
- ・完成縦断図 SXF データ (.P21)
- ・完成平面図: 属性 XML データ (拡張子 .saf)

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第22条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第23条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う

項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第24条 ICT活用工事（舗装工（修繕））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用施工という。対象は、切削オーバーレイ工事または路面掘削工事とする。

① 3次元起工測量

- ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階でICT施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。
- ① 3次元起工測量

受注者は、交通規制を削減し、下記1)～3)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する

 - 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
 - ② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。
 - ③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、下記1) 2)に示すICT建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

 - 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
 - 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さ

の計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択(複数以上可)して実施するものとする。

1) TS等光波方式を用いた出来形管理

2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第25条 ICT活用工事における適用(用語の定義)について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第26条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。
 - ・ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領
 - (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。
なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。
また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。
2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第27条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容
受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。
 - 【快適トイレに求める機能】
 - (1) 洋式（洋風）便器
 - (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
 - (3) 臭い逆流防止機能
 - (4) 容易に開かない施錠機能
 - (5) 照明設備
 - (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）
 - 【付属品として備えるもの】
 - (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
 - (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
 - (10) 鏡と手洗器
 - (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
 - 【推奨する仕様、付属品】
 - (12) 室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
 - (13) 擬音装置（機能を含む）

- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第28条 BIM/CIM 活用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

- 2) 整理すべき課題
 - 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
 - 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
 - 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
 - 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
 - 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用
2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
 - 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）
3. 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
 - 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
 - 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）。
4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第29条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

第30条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留

意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
夜間作業	65人（うち有資格誘導員 13人）	前橋地区
合計	65人（うち有資格誘導員 13人）	

(※注) 休憩、休息时间についても交通整理を行う場合は交代要員を含めて計上すること。

第31条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30度℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。
- ②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。
- ③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合、真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第32条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）を1名以上充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第33条 路上工事の縮減等

受注者は路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減に努めるものとする。

第34条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第35条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

1. 舗装版切断作業においては、騒音対策を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破砕機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

第36条 特定調達品目調達実績の集計について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第37条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第38条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第39条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請け業者にも十分指導すること。

第40条 特殊車両通行許可関係図書の提出

共通仕様書1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第41条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第42条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこ

で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

2. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

費目	実施する内容
仮設備関係	環境負荷の低減を実施するものとする。
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。
安全関係	盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。
地域連携	工事工程表及びデザイン工事看板（各工事PR看板含む）を実施するものとする。

3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
 4. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第43条 工事書類簡素化

本工事は、「工事書類の簡素化」の試行工事である。対象の工事書類および試行内容については以下のとおりとする。

工事書類簡素化の試行対象とその内容

項目	試行内容
工事現場の現場環境改善	実施写真(実施報告書)の作成は不要とする

第44条 工期

1. 工期は、雨天、休日等30日を見込み、工事の始期から132日間とする。
 なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
 工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	60日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数)	0.75

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の

作業不能日ではない。)

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：26日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：6日間

(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(2020年~2024年)の気象庁(前橋観測所)及び環境省(前橋地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、異なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式-16により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から132日間

(但し、令和8年5月11日(工事着手期限)までに工事を開始すること)

※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から132日間で工事を完了させること。

第45条 路上抑制期間について

本工事期間中において、路上工事抑制期間を定めており、抑制期間中は車線規制を伴う交通規制を原則認めない。やむを得ず抑制期間中に車線規制を実施する場合は、監督職員と協議すること。

なお、令和7年度の路上工事抑制期間は高崎河川国道事務所のホームページに公表している。(https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/takasaki00531.html)

第46条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その

事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第47条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「第45条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第48条 現場閉所による週休2日制適用工事 完全週休2日（土日）

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に

提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第49条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議の簡素化

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、前橋観測所気象庁データにおける1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第50条 個人情報の取扱について

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらか

じめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

1) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

9. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

10. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

- 1 1. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第51条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
夜間作業	前橋地区： 舗装工、区画線工	20:00～5:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第52条 工事支障物件

本工事における工事支障物件は無いものと見込んでいる。ただし、現地確認後、工事支障物件が発生した場合は監督職員と協議するものとする。

第53条 概算・概略数量

本工事は、概略構造及び概算数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第54条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第55条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第53条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第53条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第56条 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。
なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第57条 契約後VE方式

1. 定義について

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲について

1. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出について

1. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査について

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める

工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等について

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式-5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等について

- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護について

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第58条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第53条 新技術活用「新技

術の定義」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第59条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第60条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-1の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第 2 編 材料編

第 6 1 条 一般瀝青材料

用 途	針入度	摘要
表 層 ・ 基 層	40～60	施工時期が冬期間にかかる場合は 60～80 を使用しても差し支えない。

第 6 2 条 区画線

塗装厚、及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1. 溶 融 式 (また常温式)

幅 (cm)	厚 (mm)	摘 要
1 5	1 . 5	夜間の視認性が 優れたもの

2. 設置様式は、別添一2 のとおりとする。

第3編 土木工事共通編

第63条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第64条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事は、施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第65条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第66条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12によるものとする。

第67条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各事業段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
 なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
 オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
 なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第68条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿(協議)	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿(提出)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿(承諾)	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第69条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第4編 道路編

第70条 性能を規定する対象範囲

1. 本工事は、車道舗装の性能を規定した試行工事であり、舗装構造について受注者が発注者に舗装構造提案を行い、採否通知による採用を経て施工する工事である。
2. 本工事は性能規定対象範囲は、車道舗装構造のうち「現道部」の部分とする。
3. 契約書第18条の条件変更が生じた場合は、変更後の条件によって標準的な舗装構造を変更するとともに、それに基づき請負代金額の変更を行うものとする。

第71条 舗装構造提案の範囲

本工事で受注者が行う舗装構造の提案範囲は、第78条に定める車道舗装の性能指標の値に適合させるものとする。

なお、舗装構造提案に伴う工期延長の変更は範囲に含めないものとする。

第72条 舗装構造提案書の提出

1. 受注者は、第71条の舗装構造提案を行うものとし、次に掲げる事項を舗装構造提案書（様式-1～3）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①特記仕様書に示す性能指標の値に適合する舗装構造提案の内容及び提案理由
 - ②舗装構造提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③工業所有権等の排他的権利を含む舗装構造提案である場合その取扱いに関する事項
 - ④その他舗装構造提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 受注者は、舗装構造提案による施工に対し、施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）等を設定し、舗装構造提案書の提出と同時に、発注者に提出しなければならない。なお、施工管理のうち工程管理は、別途提出する施工計画書に記載すること。
3. 発注者は、提出された舗装構造提案書に関する追加的な資料等の提出を受注者に求めることができる。
4. 受注者は、第71条の舗装構造提案を契約の締結日より、当該舗装構造提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出しなければならない。
5. 舗装構造提案の提出に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

第73条 舗装構造提案の審査

舗装構造提案の審査にあたり、発注者が設計図書に定める車道舗装の性能指標の値に適合させるための提案内容を審査するものとする。

第74条 舗装構造提案の採否等

1. 発注者は、舗装構造提案の採否について、舗装構造提案の受領後14日以内に書面（様式-4）により、受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2. 提出された舗装構造提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

なお、舗装構造提案が適正と認められなかった場合、受注者は舗装構造の再提案を行うものとする。再提案に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

3. 舗装構造提案が適正と認められた後、性能規定範囲で契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者が舗装構造提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

なお、再提案に要する期間、採否の審査通知期間及び再提案の費用は協議するものとする。

4. 受注者が舗装構造提案を行う前に、性能規定範囲で契約書第18条の条件変更が生じ、標準的な舗装構造の訂正または変更が行われた場合において、受注者は変更後の条件に基づき舗装構造提案を行わなければならない。

5. 受注者は、採用された舗装構造提案及びそれに伴って提出した施工管理（出来形管理及び品質管理）と別途提出する施工計画書に基づき施工するものとする。

6. 双方の責任に帰することができない理由（不可抗力や予測することが不可能な理由等）により、工事の続行が不可能な場合においては、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。

7. 本工事で受注者が行う舗装構造提案の適用は、以下のとおりとする。

・表層、基層の厚さは、表層は5cm、基層は5cmとする。

第75条 舗装構造提案の保護

舗装構造提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。但し、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

第76条 責任の所在（舗装構造提案）

発注者が舗装構造提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

第77条 舗装の設計

受注者は、下記設計条件により第77条に規定する性能指標の値に適合する舗装構造及び施工方法を発注者に提案するものとする。

1) 設計は「舗装の構造に関する技術基準」によるものとする。

2) 舗装計画交通量は3,000台/日以上とする。

第78条 車道舗装の性能指標及びその値

性能指標	施工直後の性能指標の値	試験方法	試験頻度
塑性変形輪数	動的安定度で3,000回/mm以上 ただし、ポリマー改質アスファルトを使用する場合、舗装計画交通量N6（交差点部）、N7（一般部）は、4,000回/mm以上とし、N7（交差点部）は5,000回/mm以上とする。	締固め度と動的安定度の回帰曲線から求める。「舗装性能評価法」のホイールトラッキング試験方法、「舗装調査・試験法便覧」のアスファルト混合物の密度試験方法。	品質管理基準の「現場密度の測定」の試験基準及び概要と同じ
平坦性	各車線毎に(σ)2.4mm以下	「舗装性能評価法」の舗装路面の平坦性測定方法(3mプロファイルメーター試験方法)	各車線毎に全車線

第79条 舗装施工直後の性能評価

1. 受注者は、舗装施工直後に第77条に規定する性能指標に関して測定を行いその結果を発注者に提出するものとする。
2. 発注者は、前項に基づき提出された性能指標の値について評価を行うものとする。
3. 第77条に規定する車道舗装の施工直後の性能指標の値に適合できなかった場合、発注者は受注者に必要な修補を行わせるものとする。

修補の方法は、受注者が発注者に提示し発注者は、現場条件等に照らして決定するものとする。なお、次の事項は性能保持対象外とする。

- ・交差点部（車の停止線から交差点内側の車道部分）
- ・路面標示部
- ・その他（橋面部、マンホール部等）

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、受注者は発注者と協議できるものとする。

第80条 性能規定範囲の施工管理等の実施

1. 第73条に基づき施工管理試験を、受注者の負担において実施し、その結果を監督職員に提出するものとする。
2. 監督職員は、工事の施工管理が提案どおりに行われているかどうかの確認をするため、いつでも工事現場または、製造工場等に立ち入りできるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

第81条 性能の再評価

1. 舗装施工直後の性能が第77条の性能指標の値に適合せず機能回復処置を行った場

合、受注者は再測定を行ない、その結果を発注者に提出するものとする。この場合測定に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 発注者は、前項で提出された性能指標の値について評価を行うものとする。

第82条 示方配合

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下表のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径	アスファルト量	摘要
改ⅡA①	改質Ⅱ型粗粒度アスコン	20mm	5.0%	基層
改ⅡA②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	20mm	5.5%	表層

第83条 ポリマー改質アスファルト

1. 配合設計

耐流動対策の配合設計は、骨材粒度範囲の中央値以下を目標にし、75 μ mふるい通過質量百分率は小さめにする。75 μ mふるい通過分のうち、回収ダスト分は30%を越えないものとする。最適アスファルト量は、下表のマーシャル基準値を満足するアスファルト量の共通範囲の中央値かそれ以下とする。

安定度	フロー値 (1/100cm)	空隙率 (%)	飽和度 (%)	S/F (kN/m)	注)
7.35kN以上 (735kgf)	土木工事共通仕様書による			2,500 以上	S:安定度 F:フロー値 突固め回数は75回

耐流動対策を行う場合は、最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、DS値を確認し監督職員の承諾を得るものとする。

DSの目標値は下表のとおりとするが、目標値に達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

(単位：回/mm程度)

種別	交通量区分 N6		交通量区分 N7	
	一般部	交差点部	一般部	交差点部
表層	3,000	4,000	4,000	5,000
基層	—	4,000	4,000	5,000

(※上表は一般部と交差点部のDSの目標値を分けて施工する場合の記載例であり、一般部と交差点部の目標DS値を同一にする場合は、交差点の目標DS値に合わせるものとする。)

2. 混 合

混合時間は、骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ、均一に混合できる時間とする。混合温度は、アスファルトの動粘度が 150～300 センチストークス（セイボルトフロー度 75～150 秒）を示す温度範囲から選ぶことを原則とするが、製品により望ましい温度が異なるために留意するものとする。

3. 混合物の運搬

混合物の運搬にあたっては、十分な保温措置を施すものとする。

4. 敷均し・転圧

混合物の舗設は、通常のアスファルト混合物より高い温度で行う必要があり、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理に留意し速やかに敷均しを行い十分に転圧を行うものとする。

5. 施工計画

一般部、交差点部の標準的な 1 日当りの施工工程を施工計画に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものとする。

第 8 4 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前調査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 8 5 条 応急処理

受注者は日々の作業が終了した時に速やかに関係書類（出来高報告）を作成し、その確認を受けなければならない。

1. 応急処理とは道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業をいう。
2. 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、関係書類を速やかに提出し監督職員の確認を得るものとする。

第 8 6 条 路面切削

切削後の基準高の変更は行わないものとする。

第 8 7 条 日々摺付け

1. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支障のないよう摺付けを行うものとする。
2. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

第 8 8 条 オーバーレイ

横断測量は20m間隔に行うものとする。

第89条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料 各2部(原稿1部、コピー1部)

- (1) 舗装台帳
- (2) 舗装施工データシート (別紙様式-14)
- (3) 舗装施工概略図
- (4) 位置図 (1/5万)
- (5) 平面図 (完成平面図)

(注) 道路標識台帳の資料作成のみの場合は、舗装台帳等の資料を道路標識台帳の資料に置き換える。

第90条 全国道路施設点検データベース(舗装)への登録について

1. 受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース(舗装)(以下「点検DB(舗装)」)に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第90条に定めるとおりとする。なお、点検DB(舗装)の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース(舗装)の管理運営団体のホームページ(https://www.jice.or.jp/pavement_db/)で閲覧できる。

2. 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検DB(舗装)へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙-7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第91条 登録するデータに係る権利について

1. 本工事の成果として点検DB(舗装)へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)その他の知的財産権(ノウハウ等に関する権利を含む。)は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。
2. 点検DB(舗装)へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検DB(舗装)を利用する者(以下「発注者等」という。)に対し、当該知

的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作人権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手續（第三者からの許諾取得を含む。）を履踐するものとする。
5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手續履踐の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。
6. 受注者は、点検 DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第92条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第93条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路 構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属	E060	道路情報版
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I. T. V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設

構 造 物	D020	橋側歩道橋	施 設	E160	落石防止施設	
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ	
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング	
	D050	洞門		E190	除雪ステーション	
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄	
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝	
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝	
	D090	横断BOX等		E230	植栽	
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設	
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス	
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝	
		E010		防護柵	E310	防雪林
		E020		道路照明	E320	路側放送
E030		視線誘導標（反射式）	E330	光ケーブル施設		
E040		視線誘導標（自光式）	E340	道路反射鏡		
E050		道路標識	E350	ビーコン		

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表

第94条 路上規制情報システム

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第95条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保

に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第96条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第97条 様式

本特記仕様書中の各様式等については、高崎河川国道事務所ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/>) の[入札・契約情報]－[技術情報]－[特記仕様書様式等]よりダウンロードすること。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第45条 第51条 第44条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第18条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証明者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

概略工事工程表
 工事名：R7国道17号前橋出張所管内舗装修繕工事

工種	単位	数量	日										備考			
			1	30	60	90	120	132								
準備	式	1														• 60日間
舗装工	m2	6,600														(1pt)
区画線工	m	3,000														(1pt)
跡片付け	式	1														• 20日間
制 約 条 件	関係機関協議															警察協議
	お盆・年末年始															• 8月中旬
	路上工事抑制															• 8月中旬

準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正あり）を適用

工期：工事の始期から132日間（但し、令和8年5月11日までに工事を開始すること。）
 工事着手にあたっての関係期間協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	設備確認	矢張り工	鋼矢張り	打込時	長さ	<ul style="list-style-type: none"> ・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、車検作業の調整の効率化を図るために実施 	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	設備確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

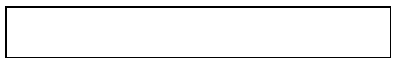
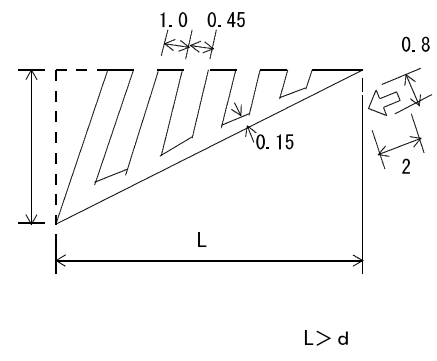
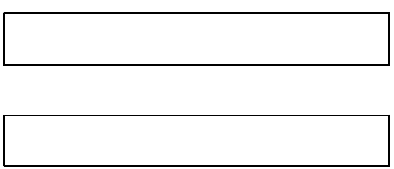
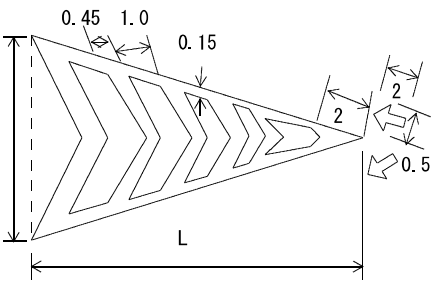
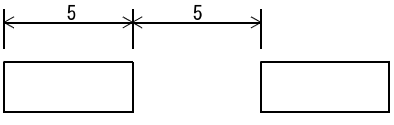
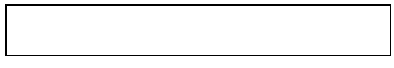
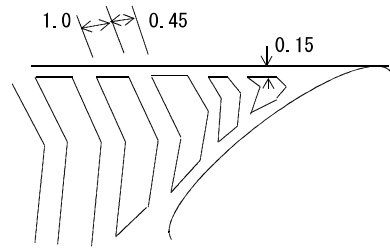
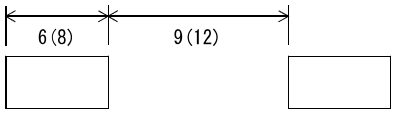
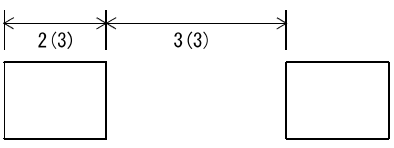
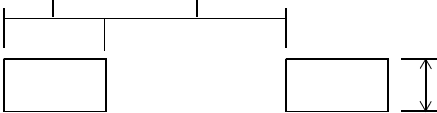
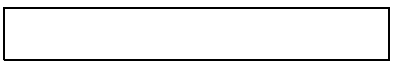
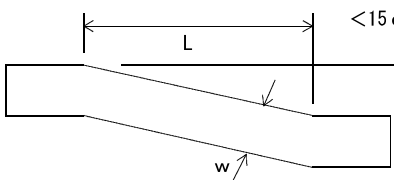
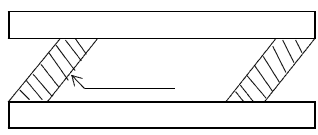
●遠隔臨場を使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	遠隔臨場システムとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パソコンシステム	Generationeye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

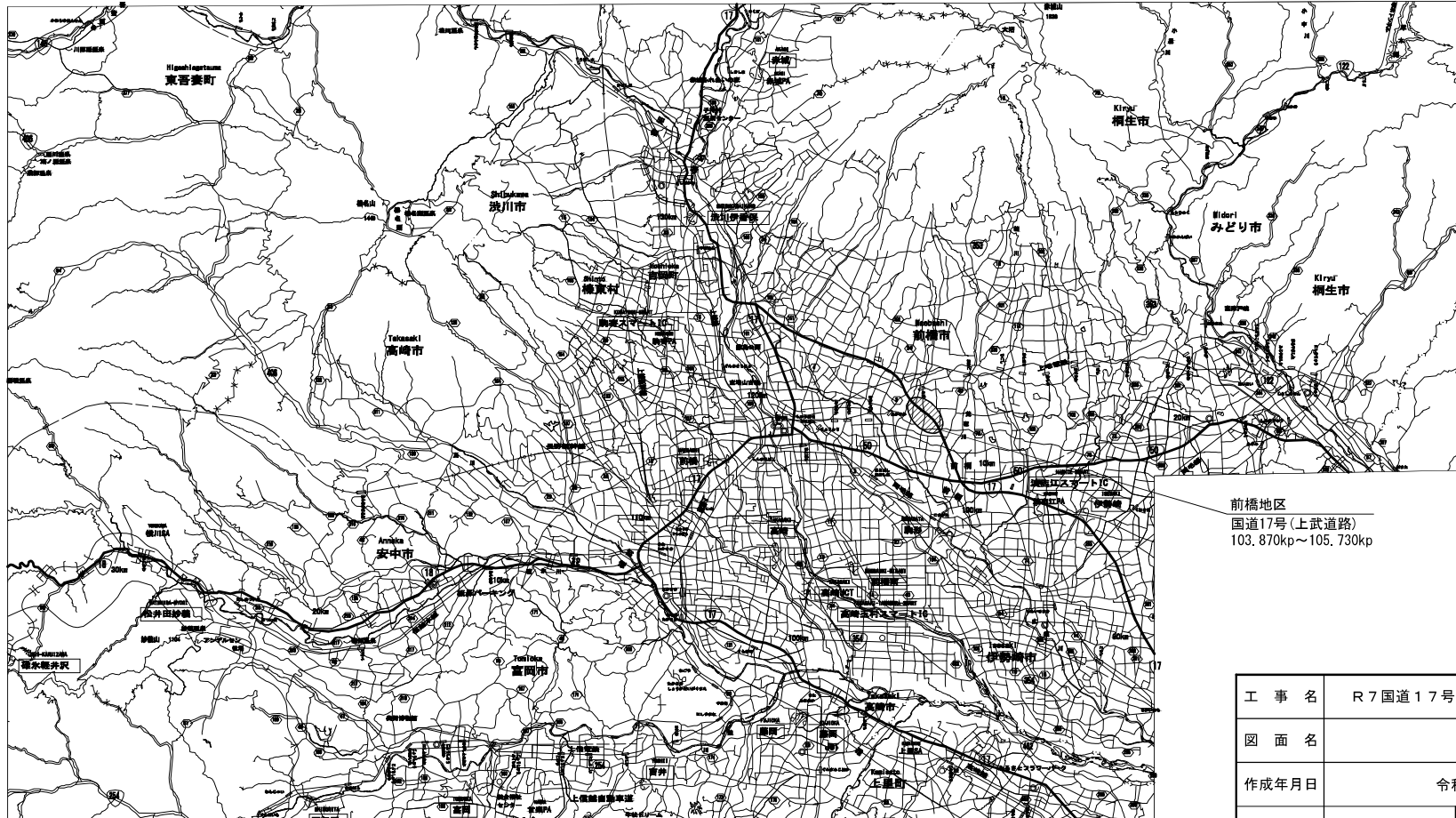
区画線設置様式 (例)

(単位 : m)

区 分		幅 ・ 長 さ ・ 間 隔	区 分	幅 ・ 長 さ ・ 間 隔
車 道 中 央 線 (101)	実 線 1 本		路 の 上 障 害 物 近 障 害 (106)	
	実 線 2 本			
	破 線			
車 線 境 界 線 (102)	実 線		導 流 帯 (107)	
	破 線			
車 外 側 道 線 (103)	登 坂 加 減 速 バ ス 停		路 駐 車 場 上 場 (108)	
	実 線			
車 道 幅 員 変 更 (105)			チ ャ ッ タ バ 分 に よ る 離 帯	

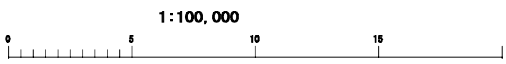
() 内は自動車専用道路に適用

位置図 S=1:100,000



前橋地区
 国道17号(上武道路)
 103.870kp~105.730kp

工事名	R7国道17号前橋出張所管内舗装修繕工事				
図面名	位置図				
作成年月日	令和8年1月				
縮尺	1:100,000	図面番号	1 / 7		
会社名					
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所				
所長	副所長	課長	係長	設計	



本図面は縮小図のため
 縮尺は表示と異なります。

平面図(1) S=1:500

舗装工

切削オーバーレイ工

切削オーバーレイ A=6,600m²

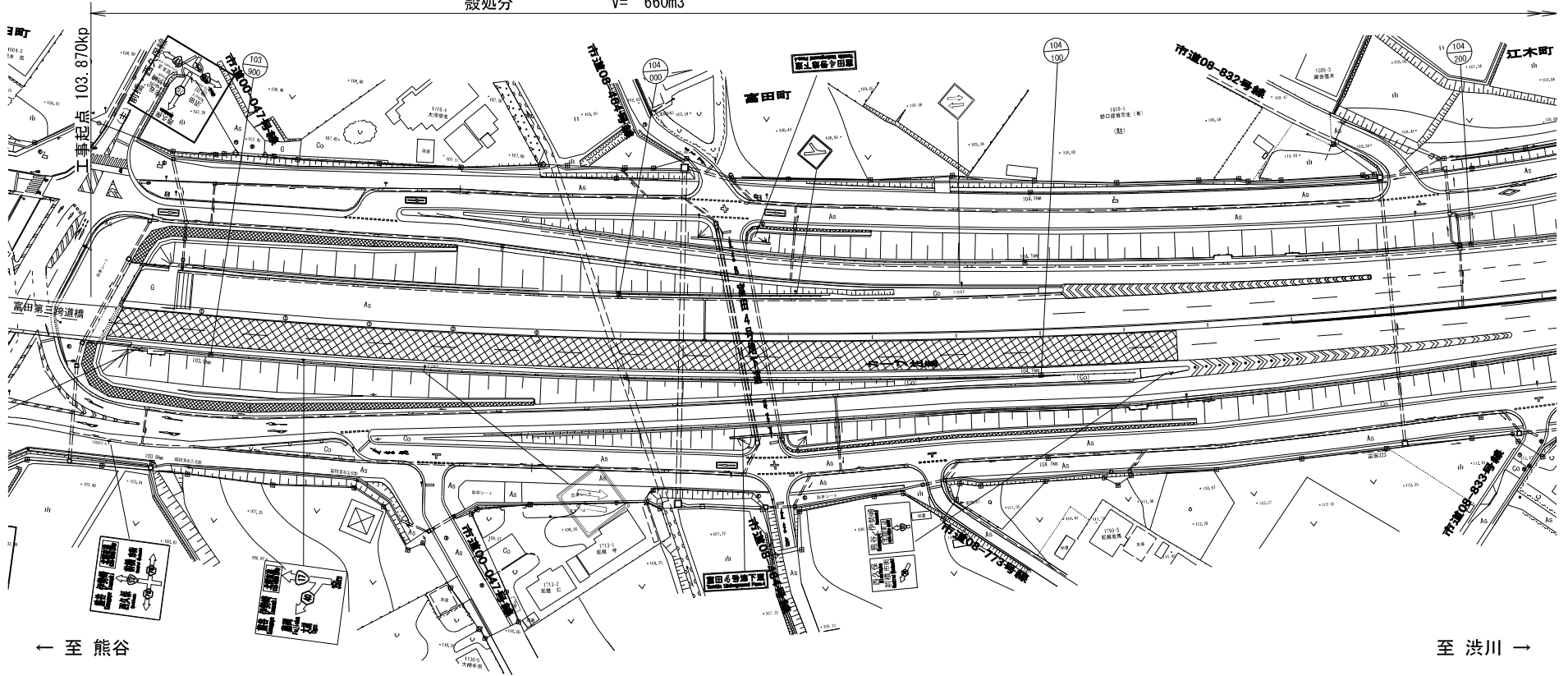
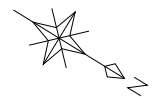
殻運搬(路面切削) V= 660m³


殻処分 V= 660m³

区画線工

区画線工

熔融式区画線 L=3,000m

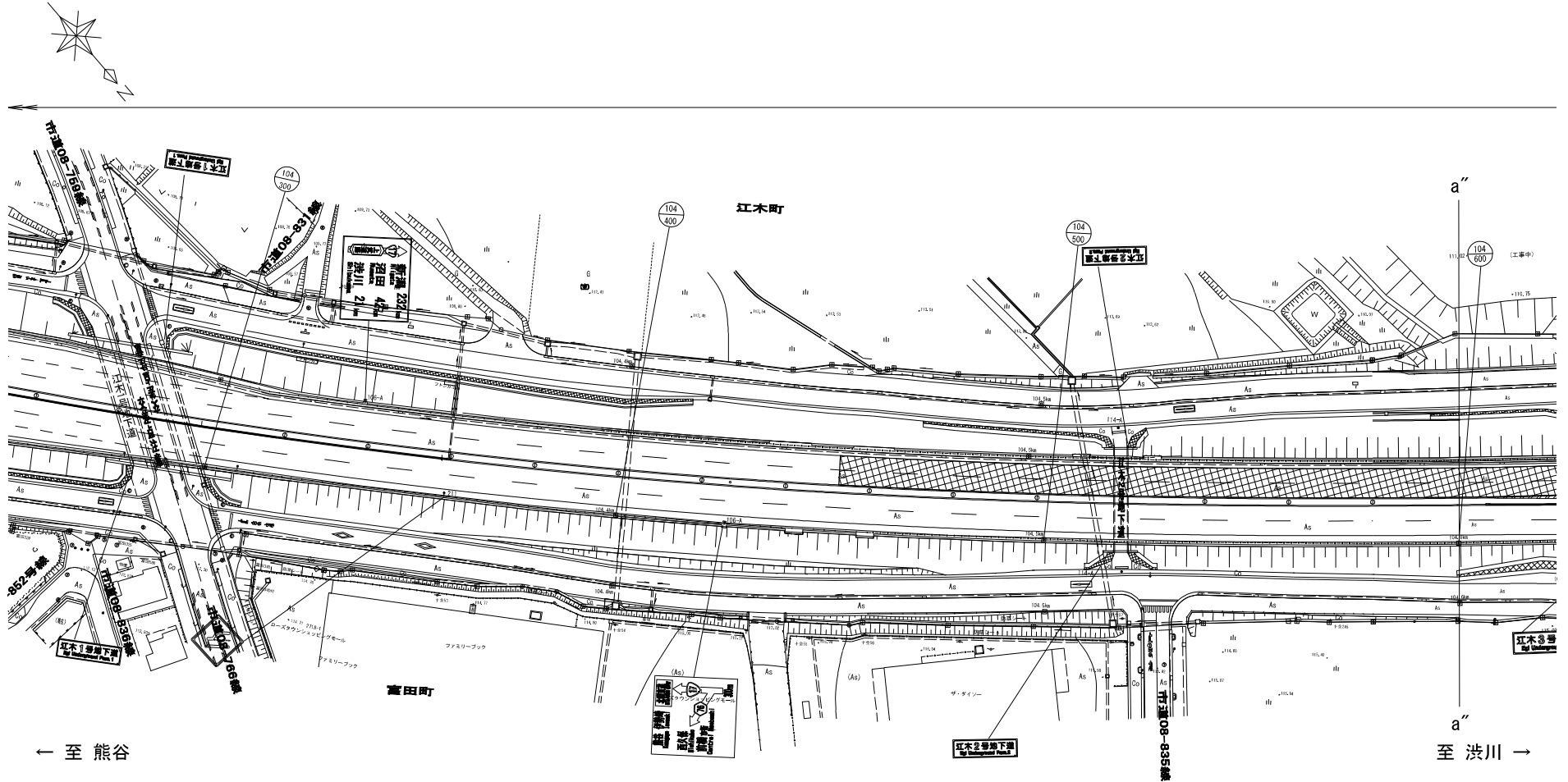



凡 例	
	切削オーバーレイ工

工事名	R7国道17号熊谷出雲野内間管内線整備工事		
図面名	平面図(1)		
作成年月日	令和0年1月		
縮尺	1:500	図面番号	2 / 7
会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

平面図(2) S=1:500



凡 例	
	切削オーバーレイ工

工事名	R7国道17号熊谷出張所管内舗装修繕工事		
図面名	平面図(2)		
作成年月日	令和0年1月		
縮尺	1:500	図面番号	3/7
会社名	国土交通省 高崎河川国道事務所		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

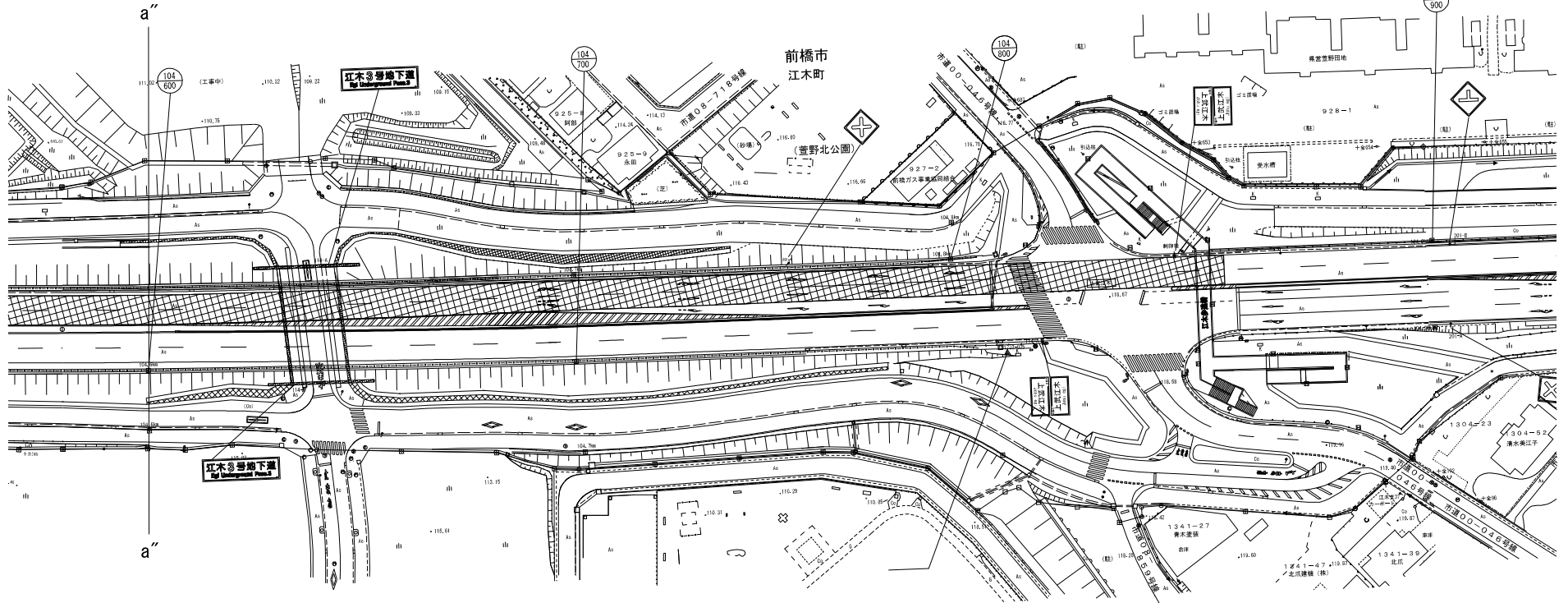
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。


平面図(3) S=1:500



← 至 熊谷

至 渋川 →

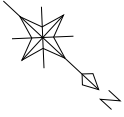


凡 例	
	切削オーバーレイ工

工事名	R7国道17号横須出雲所管内舗装修繕工事
図面名	平面図(3)
作成年月日	令和0年1月
縮尺	1:500 図面番号 4/7
会社名	
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所

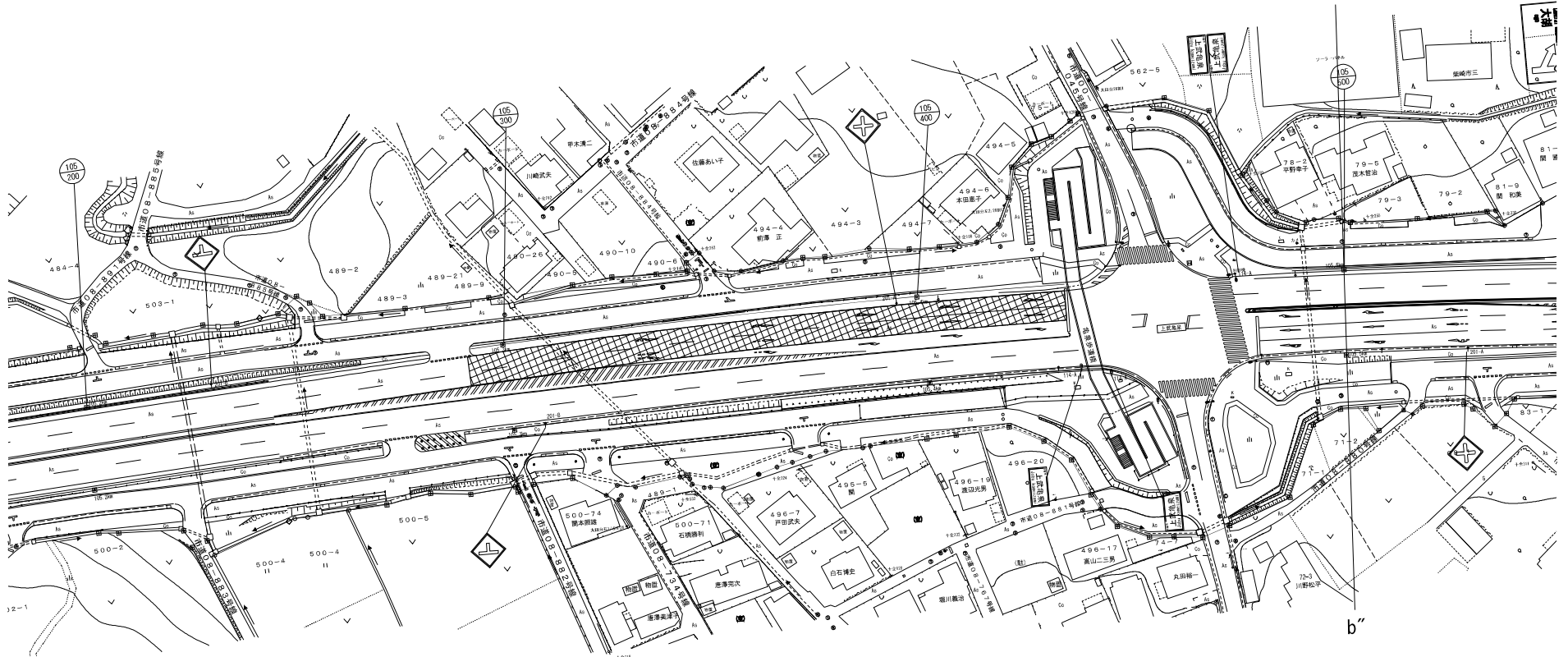
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

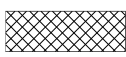
平面図(4) S=1:500



← 至 熊谷

至 渋川 →

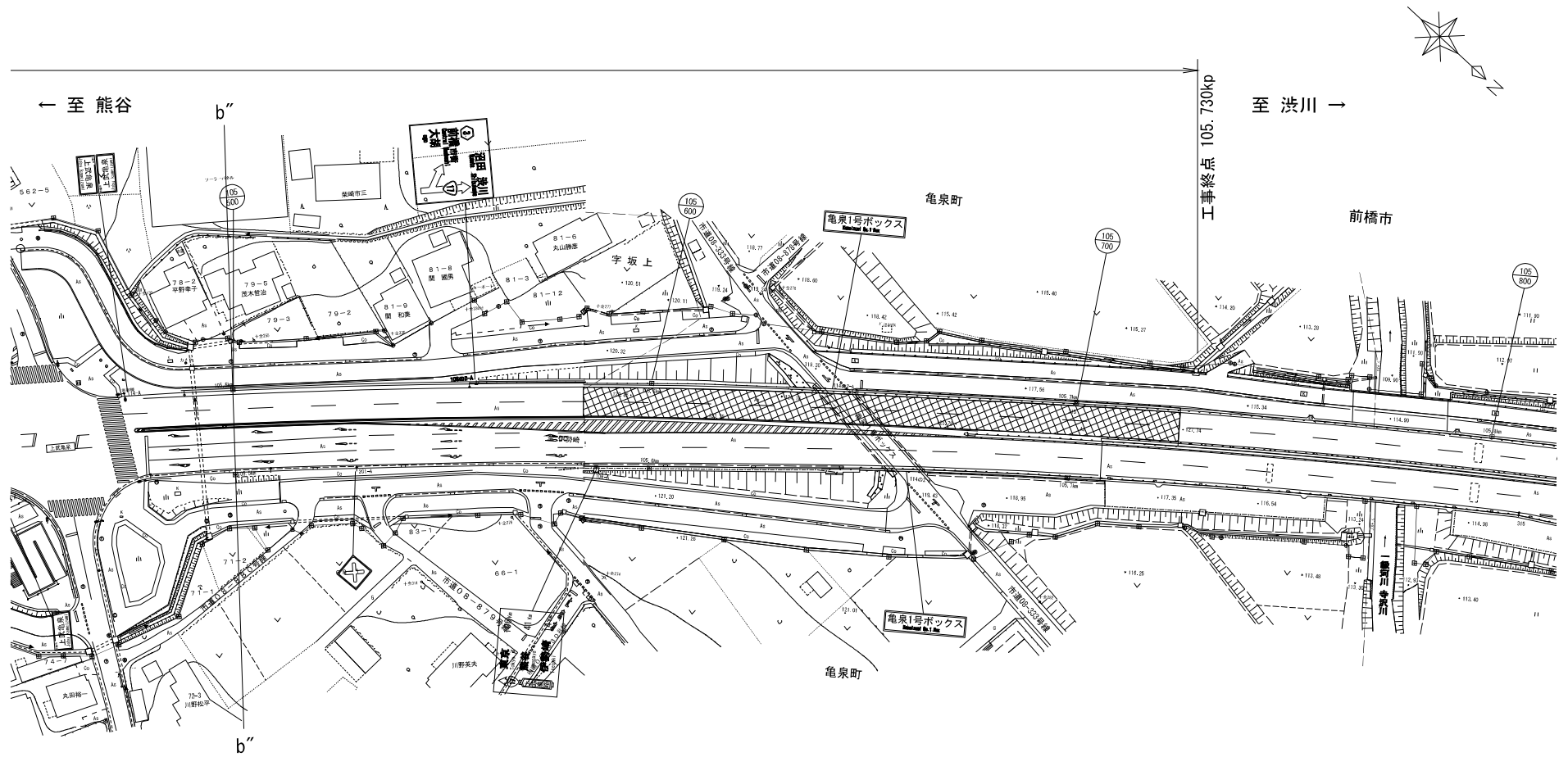



凡 例	
	切削オーバーレイ工

工事名	R7国道17号渋川市街内舗装修繕工事
図面名	平面図(4)
作成年月日	令和0年1月
縮尺	1:500 図面番号 5/7
会社名	
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

平面図(5) S=1:500



凡 例	
	切削オーバーレイ工

工事名	R7国道17号渋川出口ランプ内構造修繕工事
図面名	平面図(5)
作成年月日	令和0年1月
縮尺	1:500 図面番号 6/7
会社名	
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

舗装構成図

切削オーバーレイ S=1:10



- 改質Ⅱ型密粒度アスコン(改ⅡA②20) t= 5cm
- タックコート (PK-4) 0.4L/m²
- 改質Ⅱ型粗粒度アスコン(改ⅡA①20) t= 5cm
- タックコート (PK-4) 0.4L/m²

工事名	R7国道17号養老出張所管内舗装補修工事		
図面名	舗装構成図		
作成年月日	令和8年1月		
縮尺	1:10	図面番号	7 / 7
会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。